





平成18年11月30日(木) 号外 第 122 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

`
31
'

規則

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例の施行期日を定め (総 務 課) る規則

公布された条例等のあらまし

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例の施行期日を定める規則(規則第100号) 島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例の施行期日は、平成18年11月30日とすること とした。

規則

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成18年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第100号

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例の施行期日を定める規則

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例 (平成18年島根県条例第51号) の施行期日は、平成18年11月30日とする。

(2)	号外第 122 号	島	根	県	報	平成18年11月30日